



水 土 第 2 9 5 号
平成 2 3 年 1 1 月 2 8 日

国土交通省 関東地方整備局長 殿

茨城県知事 橋本
(水道に係るダム使用权設定予定者)



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見聴取(協議)
について(回答)

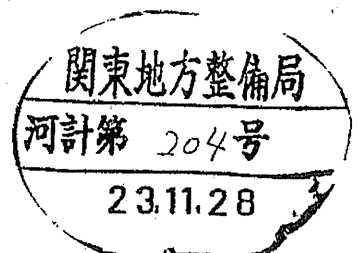
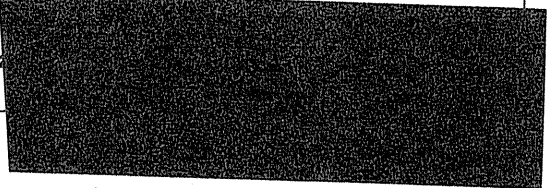
平成 2 3 年 1 1 月 2 1 日付け国関整企画第 2 1 7 号・国関整河計第 9 0 号にて協議
のあったこのことについて、別紙のとおり回答します。

【担当】

茨城県 企画部水・土地計画課

電話

E-mail



(再評価)

【ダム事業】

＜茨城県＞

事業名	茨城県知事の意見
ハツ場ダム建設事業	本県ではハツ場ダムの完成を前提に暫定水利権を取得し、既に県南・県西地域の8市2町、約50万人の水道用水として供給している。 また、台風の大規模化が懸念されるとともにゲリラ豪雨が頻発している近年、特に利根川に隣接している県南・県西地域にとっては治水対策が喫緊の課題であり、河川改修事業とダム建設事業の両面から進めていくことが重要である。河川改修事業は、大変長期にわたるものであることを考えれば、まずは、既に約77%の事業が進捗しているハツ場ダムの一刻も早い完成を目指していくことが適当であると考えます。 以上のことから、ハツ場ダムは利水面及び治水面からも必要不可欠な事業であると考えており、下記のとおり意見として回答する。 1 報告書(原案)の中に、ハツ場ダム建設事業については、「継続」することが妥当であるとの考えが示されたことを踏まえ、国は対応方針を速やかに決定し、直ちに本体工事に着手すること。 2 事業継続に際しては、現行の基本計画どおり平成27年度までにダムを完成させるとともに、さらなるコスト削減を図り、総事業費4600億円以内とすること。 3 地元で生活再建を目指している人々が、これ以上、将来の不安や生活上の不便を来すことがないよう、国の責任において、生活再建事業を早期に完成させること。